

第2章 ごみの概況

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量の推移

昭和40（1965）年頃までは、大阪市のごみ排出量⁵と人口（夜間人口）との間に一定相関関係が見られましたが、昭和40年代以降経済活動が活発となり、市民の生活水準も向上すると、生活様式も様変わりし、大量消費・大量廃棄が進み、使い捨て商品の普及等によりごみの急増を招いた結果、平成3（1991）年度のごみ排出量は、昭和40（1965）年度の約3倍となりました。

大阪市では、急増するごみの処理に対応すべく、焼却工場の建設等ごみ処理体制の整備を進める一方で、各種のごみ減量・リサイクル施策を推進してきました。

家庭系ごみについては、平成6（1994）年10月から資源ごみ、平成17（2005）年4月から容器包装プラスチックの分別収集を市内全域で実施し、平成25（2013）年10月には古紙・衣類の分別収集を市内全域に拡大するとともに、分別徹底のため、分別ルールの守られていないごみの残置による啓発指導を開始しました。

また、市民の自主的な活動を促進するため、平成11（1999）年度から資源集団回収活動に対する支援を実施するとともに、平成26（2014）年度からはコミュニティ回収⁶を導入し、より一層、資源集団回収活動の活性化を図っています。その他、平成18（2006）年10月から粗大ごみ収集の有料化、平成20（2008）年1月からの中身の見えるごみ袋による排出指定制度の導入、平成29（2017）年4月からの古紙・衣類の持ち去り行為等の規制などの施策を順次実施してきました。

事業系ごみについても、平成5（1993）年度から開始した特定建築物⁷に対するごみの減量指導や、平成4（1992）年度以降数回にわたるごみ処理手数料の見直しによる発生抑制を図るとともに、事業系ごみの適正区分・適正処理の推進のため、平成21（2009）年度から焼却工場への産業廃棄物混入の排除、平成25（2013）年10月からの資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止と搬入不適物を搬入した収集業者・排出事業者への個別の啓発・指導、平成28（2016）年度からの一般廃棄物再生利用業の指定制度の拡充などの施策を実施してきました。

⁵ごみ排出量：家庭や事業所から排出されたごみのうち、大阪市収集量（大阪市が収集した量）及び許可業者等搬入量（許可業者（大阪市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者）及び排出者自ら市長が指定する処理施設に搬入した量）で大阪市資源化量（大阪市が資源化した量）を含む。

⁶コミュニティ回収：大阪市が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となり収集を行うもので、原則、小学校区を単位として大阪市と同じ排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約した回収業者が収集を行うもの。

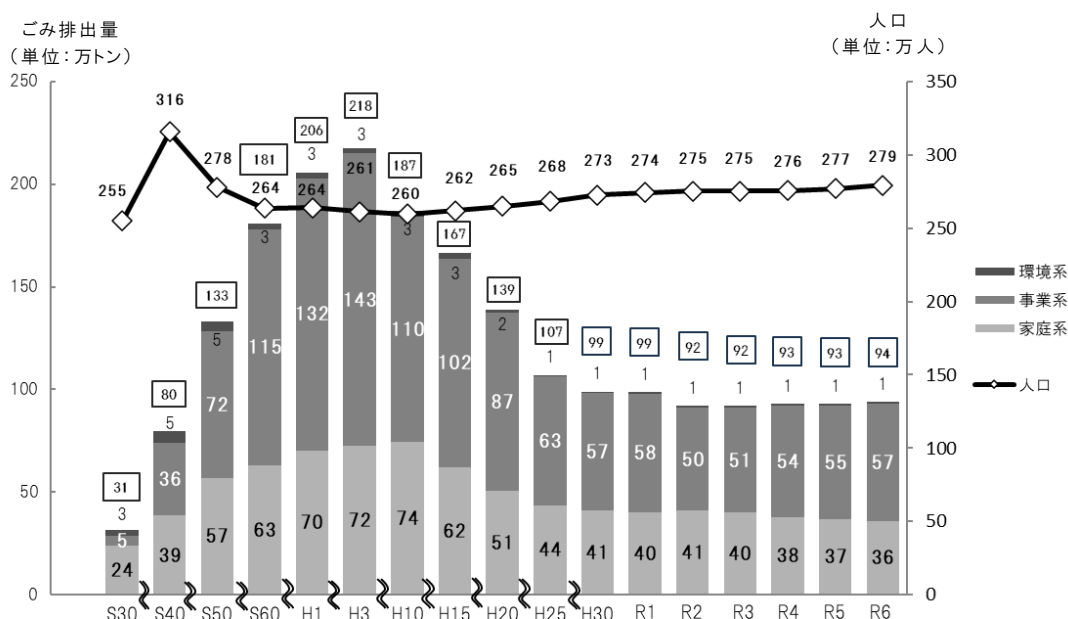
⁷特定建築物：次のとおり市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物

- 1 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条に規定する特定建築物
- 2 事務所の用途に供される部分の延床面積が1,000平方メートル以上の建物
- 3 製造工場・倉庫の用途に供される部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建物
- 4 「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- 5 その他、市長が特に必要と認める建物

また、家庭系ごみと事業系ごみ共通の施策として、令和2（2020）年3月から
は、新たにプラスチックごみと食品ロスの削減目標を定め、分野別の施策に取り組ん
できました。

こうした結果、平成3（1991）年度をピークとした大阪市のごみ排出量は、施策の
浸透や市民・事業者の皆さんの意識の高まりと行動により大きく減少してきました
が、近年は増加傾向となっています。

〈グラフ1〉ごみ排出量と人口の推移



〈表1〉ごみ排出量の推移

年度	昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成元年度	平成3年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
人口	254.7	315.6	277.9	263.6	263.7	261.3	259.6	262.0	265.1	268.4	272.5	274.1	275.2	275.1	275.7	277.1	279.2		
世帯数	58.0	85.3	90.8	97.7	103.8	106.0	114.2	121.8	129.0	135.3	141.3	144.6	147.0	148.3	150.6	153.1	156.4		
ごみ収集量・搬入量	家庭系	普通ごみ	20.3	35.4	54.2	57.9	63.7	63.7	63.3	56.7	44.2	36.8	33.3	32.5	32.6	31.9	30.5	29.2	28.4
		粗大ごみ	0.7	3.9	2.3	4.4	6.0	7.8	7.4	1.8	1.2	1.3	1.6	1.8	2.0	2.0	1.9	1.8	1.8
		資源ごみ	—	—	—	—	—	0.0	2.7	2.5	2.9	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2
		容器包装プラ	—	—	—	—	—	—	—	0.5	2.3	2.0	1.9	1.9	2.0	2.1	1.9	1.9	1.8
		古紙・衣類	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.9	2.0	1.9	1.9	2.0	2.0	1.8	1.9
		臨時ごみ	2.8	0.1	0.4	0.7	0.7	0.9	0.9	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計 A	23.8	39.4	56.9	63.0	70.4	72.4	74.3	62.3	50.6	43.6	41.2	40.5	41.1	40.5	38.7	37.0	36.1	
	事業系	業者ごみ	4.9	27.0	63.8	103.9	120.8	130.6	100.1	91.9	82.7	61.2	56.0	56.7	48.8	49.7	52.7	54.5	56.1
		持込ごみ	—	8.5	7.8	11.0	11.6	11.9	9.7	9.6	3.2	1.5	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0
		臨時ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	0.7	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計 B	4.9	35.5	71.6	114.9	132.4	142.5	109.8	101.5	86.6	62.8	57.3	57.9	49.9	50.7	53.8	55.5	57.1		
環境系	計 C	2.7	5.4	4.6	2.9	2.8	2.7	3.0	2.7	1.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	
合計	A+B+C=D+E+F+G	31.4	80.3	133.1	180.8	205.6	217.6	187.1	166.5	138.9	107.1	99.0	91.6	91.7	93.0	93.0	93.7		
処理処分量	資源化 D	—	—	—	—	0.3	0.8	2.8	3.1	4.3	5.0	5.9	5.9	6.1	6.1	5.9	5.6	5.5	
	焼却 E	4.5	32.2	94.9	147.2	173.9	178.3	170.8	163.4	134.6	102.1	93.4	93.1	85.5	85.6	87.1	87.4	88.2	
	プレス他 F	3.5	0.0	12.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	直接埋立 G	23.4	48.1	25.6	33.6	31.4	38.5	13.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	埋立	焼却灰	0.0	8.2	34.9	38.4	43.1	45.3	37.6	33.5	27.0	17.3	14.3	14.4	13.5	12.8	13.3	12.8	14.7
	計	23.4	56.3	60.5	72.0	74.5	83.8	51.1	33.5	27.0	17.3	14.3	14.4	13.5	12.8	13.3	12.8	14.7	
資源化の取組	大阪市	—	—	—	—	—	0.8	3.7	4.0	5.7	5.8	6.7	6.5	6.9	6.9	6.6	6.3	6.2	
	資源集団回収	—	—	—	—	—	—	—	2.5	3.6	4.1	4.2	4.3	3.8	3.8	3.6	3.4	3.2	
	特定建築物	—	—	—	—	—	—	—	13.3	15.8	18.5	24.6	29.0	29.3	25.7	30.4	25.9	26.1	
	計	—	—	—	—	—	0.8	17.0	22.3	27.8	34.5	39.9	40.1	36.4	41.1	36.1	35.1	35.5	

注1：単位は、人口は「万人」（各年度とも10月1日現在）、世帯数は「万世帯」（各年度とも10月1日現在）、ごみ等の量は「万トン」
 注2：「容器包装プラ」は、容器包装プラスチック
 注3：「臨時ごみ」は、平成19年度に「家庭系ごみ」から「事業系ごみ」に区分変更
 注4：「資源化」の量は、資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類を資源化した量と粗大ごみなどの破碎処理後の金属回収量の和
 注5：「大阪市」の量は、「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「古紙・衣類」、「業者ごみ」中の資源ごみ・容器包装プラスチック収集量と破碎処理後の金属回収量の和
 注6：「特定建築物」の量は、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」による量

(2) ごみ処理量（焼却量）の推移

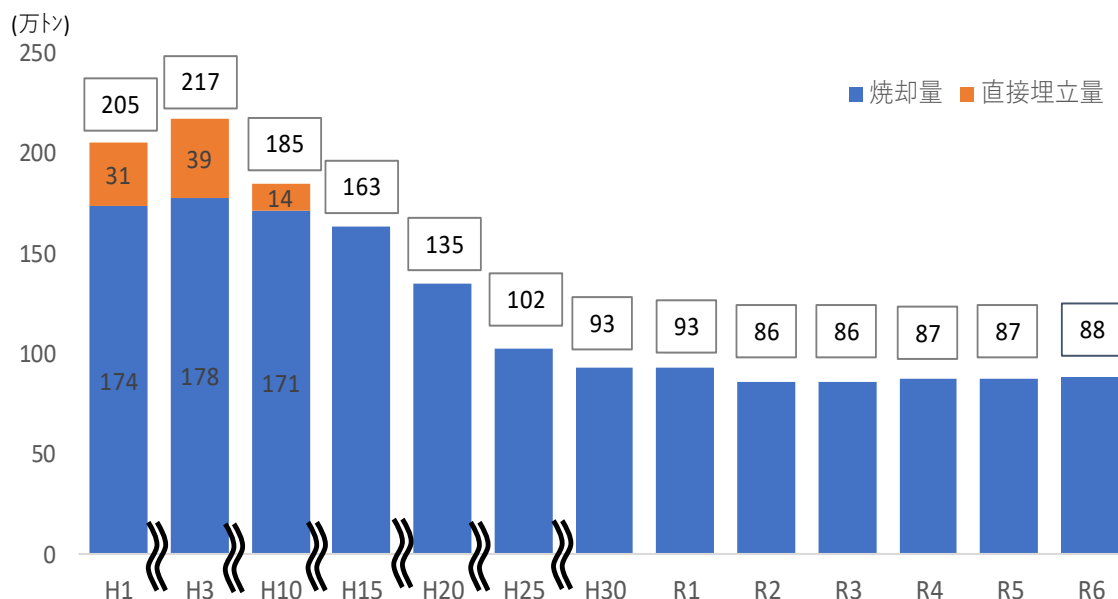
令和6（2024）年度のごみ処理量（焼却量）は88万トンで、ピーク時であった平成3（1991）年度217万トンの半分以上となっているものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、令和2（2020）年度に86万トンまで削減されたごみ処理量が、令和4（2022）年度には増加に転じ、社会経済活動の回復・活性化とともに増加傾向となっています。

一方、大阪市では、ごみ減量の進捗に伴い、平成20（2008）年12月以降、10工場稼働体制から稼働焼却工場数を削減し、平成26（2014）年3月には、7工場稼働体制まで縮小しました。

平成27（2015）年4月から、環境施設組合が焼却処理事業を行っており、平成28（2016）年度からは、6工場稼働体制により事業を運営しています。引き続き安定的にごみの焼却処理を行うためには、ごみの増量を抑制していかなければなりません。

また、焼却処理により生じた焼却灰の最終処分を行う大阪市独自の最終処分場である北港処分地（夢洲1区）⁸をできるだけ長く活用していくために、ごみ減量を推進する必要があります。

〈グラフ2〉 ごみ処理量の推移

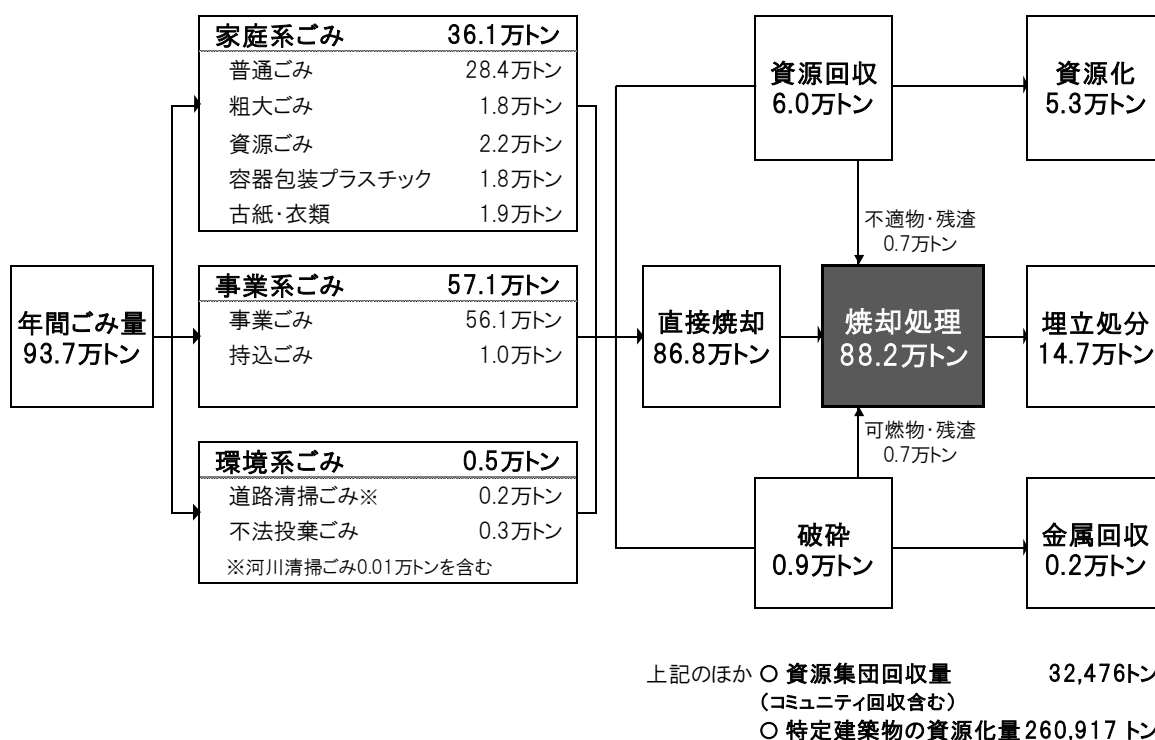


⁸北港処分地（夢洲1区）：本市独自の最終処分場。昭和60（1985）年6月から埋立を開始し、ごみの減量努力等によって、埋立免許期間の伸長を行ってきた。北港処分地（夢洲1区）の埋立完了後は、次の処分地を本市独自で確保することは困難のため、貴重な最終処分空間の有効活用に努める必要がある。

(3) ごみ処理状況

令和6（2024）年度の大阪市におけるごみ処理フローは次のとおりです。
 令和6（2024）年度は年間88万トンのごみを焼却処理しました。

〈図2〉 令和6（2024）年度ごみ処理フロー



注. 資源ごみには、乾電池等の拠点回収量を含む。

(4) ごみ処理経費の推移

市民・事業者の皆さんのご理解とご協力により、ごみ減量が大きく進んだ結果、ごみ処理に係る経費についても大きく減少しています。過去の推移をみると、歳出から手数料等の歳入を除いた市税投入額は、524 億円から 257 億円へ、約 267 億円の縮減となっています。ごみ減量により、収集運搬や焼却などが必要なごみ処理量が減ることから、ごみ処理事業にかかる経常的な経費の削減、焼却工場数の削減や処理能力の縮小による投資的な経費の削減のほか、最終処分場の延命化に寄与するなど、財政効果につながっています。

〈表2〉 ごみ処理事業に係る歳出・歳入の推移（決算額）

（単位：億円）

	H17	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
歳出合計	652	317	319	301	288	286	304	295	288	329
歳入合計	128	72	73	76	79	68	69	71	70	72
歳出－歳入 （市税投入額）	524	245	246	225	209	218	235	224	218	257

【参考】近年建設した焼却工場の建設費

令和 4 年度竣工 住之江工場 約 190 億円（処理能力 400 トン／日）
 平成 21 年度竣工 東淀工場 約 200 億円（処理能力 400 トン／日）
 平成 14 年度竣工 平野工場 約 500 億円（処理能力 900 トン／日）

注：住之江工場は既設建物を活用したプラント設備等の更新。金額は住之江工場更新工事契約金額

ごみ焼却処理事業の広域化

ごみの焼却処理事業については、大阪市、八尾市、松原市で一部事務組合「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を設立し、平成 27（2015）年 4 月から事業を開始しました。

令和元（2019）年 10 月 1 日には、守口市が加入し、同組合の名称は「大阪広域環境施設組合」に変更され、翌令和 2（2020）年 4 月から 4 市で共同処理しています。

2 これまでの取組の概要

(1) 前計画の計画目標について

前計画では、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6カ年を計画期間とし、基準年度である平成30（2018）年度に93万トンであったごみ処理量を、84万トンとすることを主な計画目標としていました。

令和2（2020）年度のごみ処理量は86万トンまで削減されましたが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により事業系ごみが顕著に減少したことが原因と考えられます。その後、社会経済活動の回復に伴い、令和4（2022）年度には事業系ごみが増加に転じ、ごみ処理量は87万トンに増え、令和6（2024）年度においては88万トンとなっています。

〈表3〉 計画目標の進捗状況

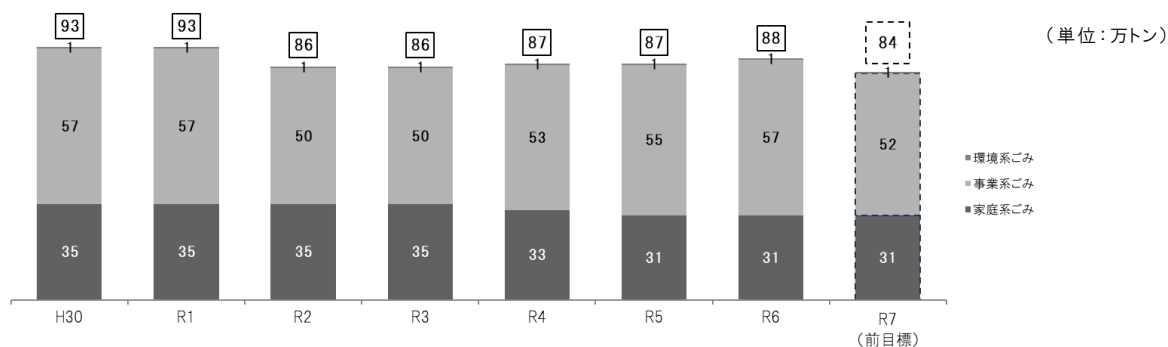
(単位:万トン)

	平成30年度 (基準年度)	令和7年度 (目標年度) A	令和6年度 実績 B	進捗状況
ごみ排出量(万トン)	103.5	96.0	96.9	—
家庭系ごみ	45.4	43.9	39.3	111.7%
事業系ごみ	57.3	51.7	57.1	90.5%
環境系ごみ	0.8	0.5	0.5	100.0%
資源化量(万トン)	10.2	12.3	8.7	70.7%
家庭系ごみ	10.0	12.1	8.6	71.1%
事業系ごみ	0.2	0.2	0.1	50.0%
環境系ごみ	0.0	0.0	0.0	—
ごみ処理量(万トン)	93.4	83.7	88.2	94.9%
家庭系ごみ	35.4	31.8	30.7	103.6%
事業系ごみ	57.1	51.5	57.0	90.4%
環境系ごみ	0.8	0.5	0.5	100.0%

注1. 資源化量の進捗状況は、 $B \div A$ にて算出

注2. ごみ処理量の進捗状況は、 $A \div B$ にて算出

〈グラフ3〉 ごみ処理量の進捗状況



(2) 実施施策について

前計画の目標達成に向けて、大阪市が市民・事業者等の皆さんとの連携により実施したこの間の主な施策は、次のとおりです。

ア 家庭系ごみ対策

(ア) 生ごみの減量（フードドライブの実施）

生ごみに含まれている食品ロス削減のため、令和 2（2020）年度から家庭で余った食品を回収し、社会福祉協議会等を通じて子ども食堂など食の支援を必要とする団体等に無償で譲渡する「フードドライブ」を開始しました。区役所での定期的な回収やイベントの場での回収を実施しているほか、本市と連携協定を締結した事業者の店舗等での回収を実施しており、令和 6（2024）年度末時点で定期回収場所は 24 区 120 か所まで拡大しています。

(イ) 大阪エコバッグ運動の推進

大阪市と大阪府は、平成 31（2019）年 1 月に、G20 大阪サミット及び大阪・関西万博の開催地として、プラスチックごみゼロに向け、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進を行うことなどを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。

おおさかプラスチックごみゼロ宣言の取組のひとつとして、急な買物の時も含めてレジ袋を使用することのないよう、エコバッグを常に携帯する「大阪エコバッグ運動」を、「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」締結事業者・市民団体とともに推進してきました。

(ウ) みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクトの推進

家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティ（地域活動協議会・連合振興町会）と参画事業者が連携協働して回収する取組を、令和 2（2020）年度から本格実施しています。分別の徹底により、質の高いペットボトルを回収することで、国内における水平リサイクル（ボトル to ボトル）等を促進し、プラスチックの資源循環を推進しており、令和 6（2024）年度末時点で、161 地域で実施しています。

(エ) リチウムイオン電池等の受付回収・訪問回収

リチウムイオン電池等の小型充電式電池が家庭ごみに混入し、収集車両や中間処理施設において火災事故が発生していることを受け、火災事故を防止するとともに資源のリサイクルを一層推進するため、令和 5（2023）年 7 月から市内 10 か所の環境事業センターで受付回収を開始し、令和 6（2024）年 7 月からは電話等申込により職員が申込者宅まで回収に伺う訪問回収を実施しています。

膨張・変形したリチウムイオン電池等も回収のうえ、入札により決定した事業者に売却しており、市内のリサイクル施設での再資源化処理を経て、工業原料等にリサイクルされています。

イ 事業系ごみ対策

(ア) 大規模な事業用建物の所有者等への減量推進・適正処理指導

特定建築物の所有者・管理者に対し、事業系廃棄物の減量を義務付けるとともに、毎年計画書の提出及び廃棄物管理責任者の選任を義務付けています。また、特定建築物の占有者（テナント）に対しても、所有者・管理者が実施する事業系廃棄物の減量推進及び適正処理の取組への協力を義務付けています。

指導対象となる特定建築物に対しては、本市職員による立入検査を実施し、助言・指導を行うとともに、優良な特定建築物を対象に表彰も実施しています。

また、令和6（2024）年度から、一定の要件を満たした市長表彰受賞済の特定建築物の所有者・管理者に対しては、立入検査に代え、必要事項の報告を徴収しています。

【令和6（2024）年度実績】

立入検査件数 2,530 件

表彰件数 68 件（市長表彰 38 件、局長表彰 30 件）

(イ) 事業系ごみの適正区分・適正処理の推進

大阪市のごみ処理量の約6割を占める事業系ごみの減量を図るため、環境施設組合が実施する焼却工場での搬入物チェックを強化し、産業廃棄物などの搬入不適物が発見されれば、収集業者に事情聴取のうえ適正処理指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対しては、事業系廃棄物適正処理啓発指導員が適正な処理ルートへの誘導、適正処理方法の啓発と指導を個別に行うなど、事業系ごみの適正区分・適正処理を推進しています。

【令和6（2024）年度実績】

検査台数 21,097 台

排出事業者指導件数 3,003 件（再指導、排出状況確認調査を含む）

(ウ) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

平成25（2013）年10月から、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止し、リサイクルルートへ誘導しています。また、少量排出事業者対策として、古紙を無料で持ち込むことのできる「古紙回収協力店制度」を設けているほか、再生資源事業者の情報を取扱い品目ごとに市ホームページに掲載し、機密書類やシュレッダー紙のリサイクルが可能な事業者の情報も紹介しています。

(エ) 一般廃棄物再生利用業の指定制度の拡充

大阪市では、平成5（1993）年度に一般廃棄物に係る再生利用業指定制度を設け、取り扱う一般廃棄物の種類を「動植物性残渣（魚類の固形状粗に限る）」とする一般廃棄物再生輸送業及び再生活用業の指定を実施しています。

平成28（2016）年度からは焼却処理していた一般廃棄物のうちリサイクル可能な「木くず（剪定枝に限る）」、「動植物性残渣（魚類の固形状粗を除く）」、「廃油（廃食用油に限る）」を一般廃棄物再生利用業の取り扱う廃棄物の種類に加え、ごみの減量・リサイクルを推進しています。

ウ 家庭系ごみ収集輸送事業改革

家庭系ごみ収集輸送事業については、収集輸送業務の効率化や民間委託化を進めています。

前計画の期間においても、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン 2.0」（令和2（2020）年3月策定）、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン 3.0」（令和5（2023）年3月策定）に基づき、資源ごみ・容器包装プラスチック及び古紙・衣類の収集運搬業務の民間委託化を順次拡大しました。

その結果、令和6（2024）年4月から市内全域で資源ごみ・容器包装プラスチック（令和7（2025）年4月からはプラスチック資源に変更）の収集運搬を民間委託しています。

エ 災害廃棄物対策

大規模地震や津波等の発生時には災害廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶等に伴い通常の生活で排出されるごみについても、平時の収集・処理を行うことが困難となります。

また、避難所で発生するごみやし尿の処理など様々な課題が生じることが想定され、これらに備えるため、平成29（2017）年3月に「大阪市災害廃棄物処理基本計画【第1版】」を策定しました。計画策定以降、全国的に多発している水害により発生する災害廃棄物への対応も必要であることや、環境省において災害廃棄物発生量の推計式の見直しが行われたこと等を受けて、令和7（2025）年3月に同計画を改訂しました。

3 ごみ処理の現状と課題及び今後の方向性

(1) 家庭系ごみの現状と課題

ア 普通ごみの組成

前計画の基準年度である平成 30（2018）年度と、令和 6（2024）年度の普通ごみの量を比較すると、33.3 万トンから 28.4 万トンへと 4.9 万トン減少しています。

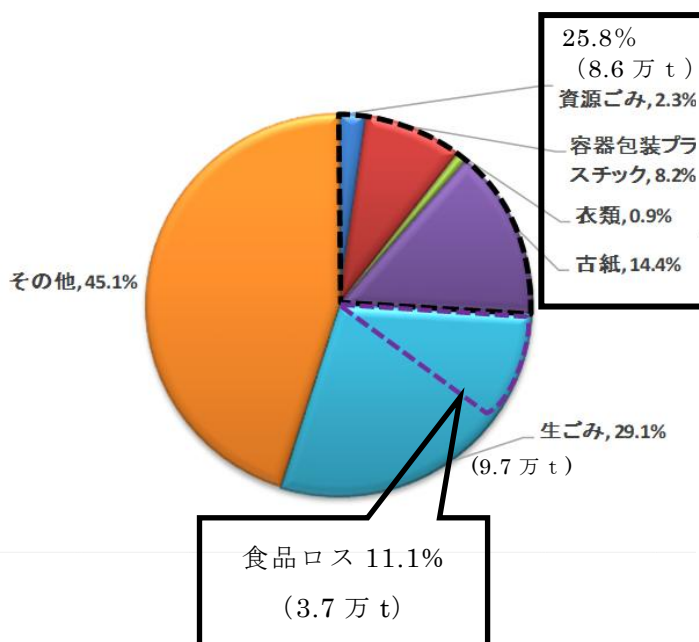
しかし、依然として普通ごみの中に、缶・びん・ペットボトルなどの資源ごみ、容器包装プラスチック及び古紙・衣類が相当量含まれ、組成割合は合わせて 24.0%と同等の割合で推移しており、分別排出の徹底が必要です。

また、生ごみのうちの食品ロス（手つかず食品、食べ残し）については、0.3 万トン減少し発生抑制（リデュース）が進んでいますが、いまだ 3.4 万トンが廃棄されており、引き続き市民・事業者の皆さんと連携した取組が必要です。

〈グラフ 4〉 普通ごみの組成

前計画策定時の組成割合と推計量

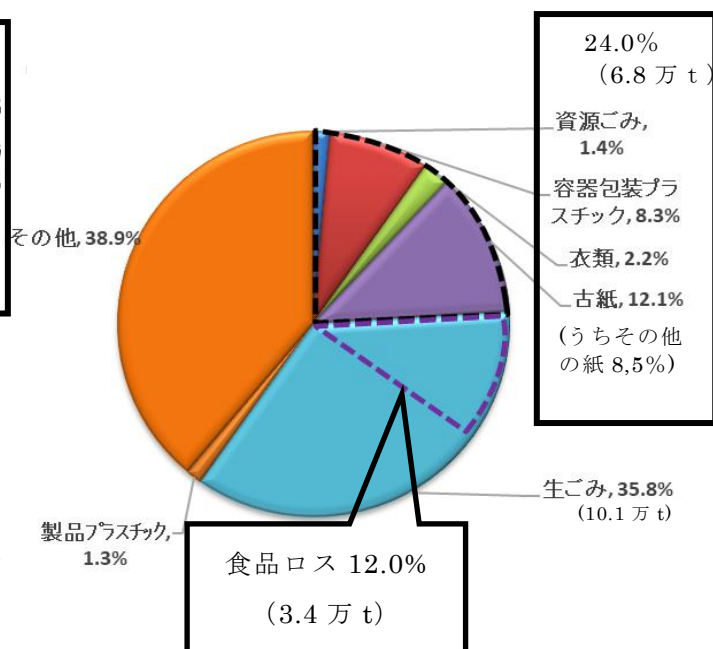
【平成 30 年度】 総量 33.3 万 t



組成割合：一般廃棄物（家庭系ごみ）組成分析調査

組成割合と推計量

【令和 6 年度】 総量 28.4 万 t



組成割合：一般廃棄物（家庭系ごみ）組成分析調査

(2) 事業系ごみの現状と課題

ア 中小規模事業所のごみの組成

前計画の基準年度である平成 30（2018）年度と、令和 6（2024）年度の中小規模事業所から排出されているごみの推計量を比較すると、31.3 万トンから 33.1 万トンへと 1.8 万トン増加しています。そのうち、資源化可能な紙類の割合は 13.2%から 17.8%へと増加し、組成割合から推計して 1.8 万トンの増加となっています。

また、産業廃棄物の割合も、16.2%から 20.6%へと増加し、同様に推計すると、1.8 万トン増加しています。

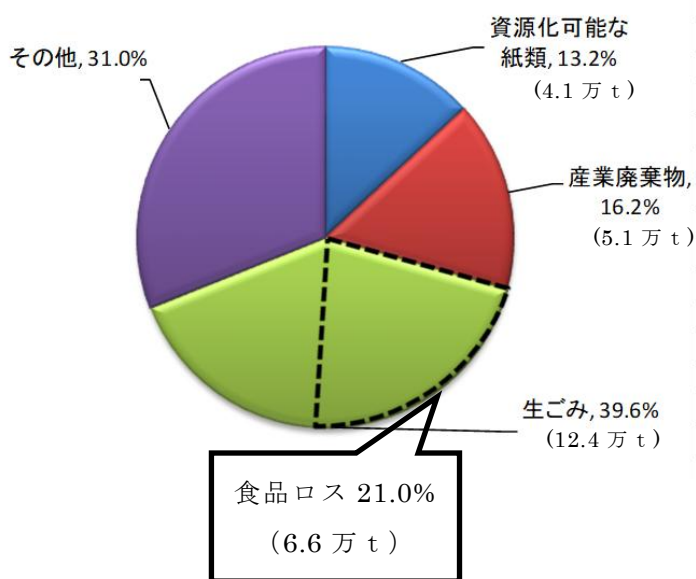
依然として、中小規模事業者から排出されているごみの中には、資源化可能な紙類が 5.9 万トン、産業廃棄物が 6.8 万トン含まれていると推計されることから、リサイクルルートへの誘導及び事業系ごみの適正区分・適正処理をより一層進める必要があります。

一方で、食品ロスの割合については、21.0%から 8.5%へと大幅に削減され、組成割合から推計される量についても 3.8 万トン削減されていますが、引き続き取組が必要です。

〈グラフ 5〉 中小規模事業所から排出されているごみの組成

前計画策定時の組成割合と推計量

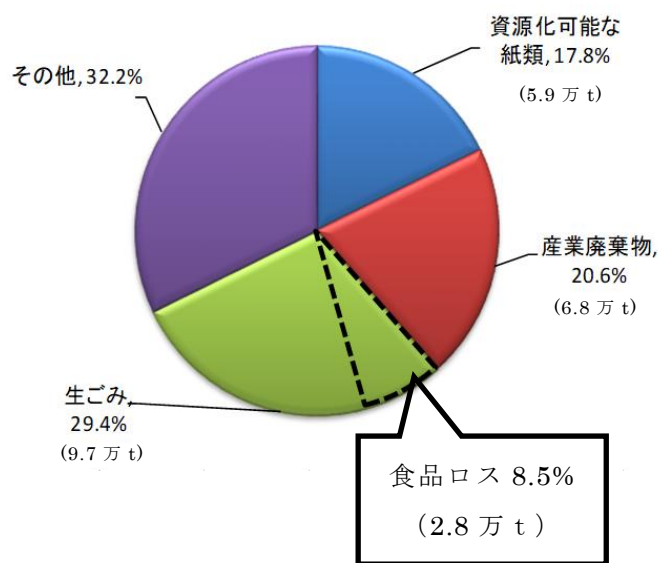
【平成 30 年度】 推計総量 31.3 万 t



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査を基に推計

組成割合と推計量

【令和 6 年度】 推計総量 33.1 万 t



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査(令和 4（2022）年度調査)を基に推計

注 1：推計総量は、中小規模事業所の許可業者契約量割合に基づく許可業者収集量実績からの推計

注 2：中小規模事業所＝特定建築物以外の事業所

イ 大規模事業所のごみの組成

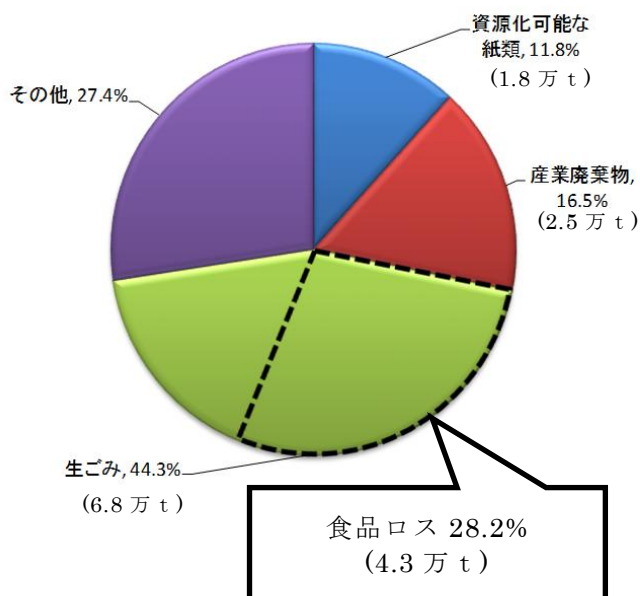
事業系一般廃棄物排出実態調査からの推計により、令和6（2024）年度の資源化可能な紙類の割合が7.7%、産業廃棄物の割合が14.4%、食品ロスの割合が18.9%となっており、令和6（2024）年度の排出量でみると、それぞれ、1.1万トン、2.1万トン、2.7万トンと焼却すべきでないものが捨てられていました。

前計画策定時より削減はされているものの、大規模事業所についても、リサイクルルートへの誘導及び事業系ごみの適正区分・適正処理をより一層進めるとともに、食品ロス削減に向け事業者と連携した取組が必要です。

〈グラフ6〉大規模事業所から排出されているごみの組成

前計画策定時の組成割合と推計量

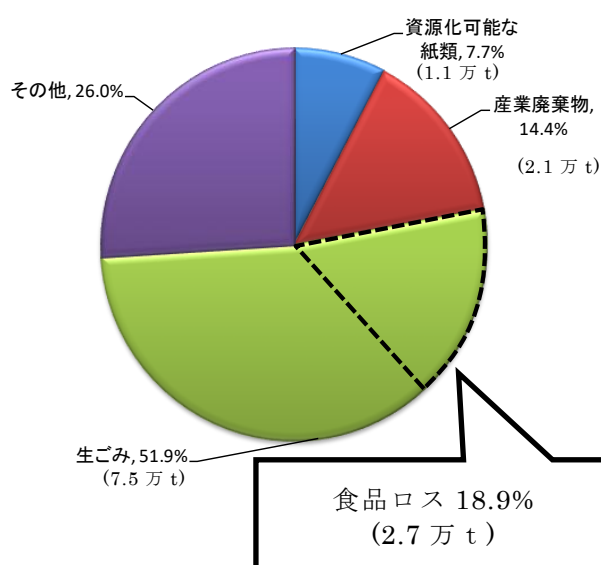
【平成30年度】 推計総量 15.4万t



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査を基に推計

組成割合と推計量

【令和6年度】 推計総量 14.5万t



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査(令和5（2023）年度調査)を基に推計

注1：推計総量は、特定建築物の許可業者契約量割合に基づく許可業者収集量実績からの推計

注2：大規模事業所＝特定建築物

ウ アパート・マンションのごみの組成

大阪市が事業系ごみとして集計しているごみ量には、許可業者が収集しているアパート・マンションのごみが含まれています。許可業者の収集契約量から推計すると、近年、事業系ごみに占めるアパート・マンションのごみの割合が増加しており、令和6（2024）年度の事業系ごみ総量 57.1 万トンのうち、アパート・マンションのごみは 16.6%、量にして 9.5 万トンとなっています。

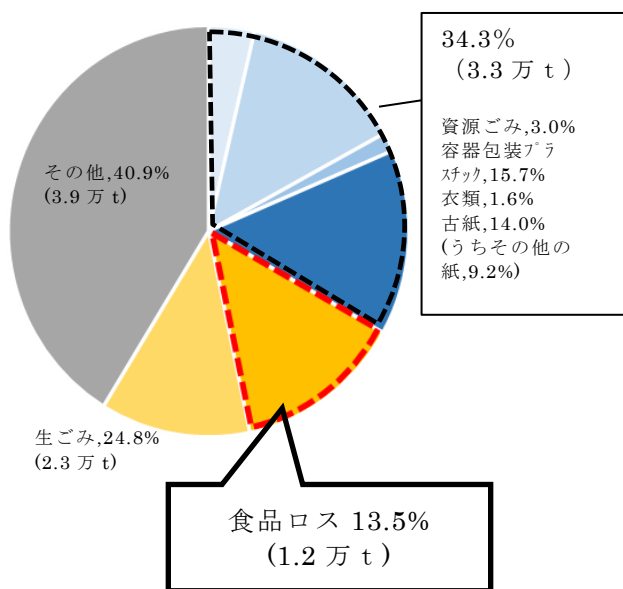
事業系一般廃棄物排出実態調査からの推計によると、許可業者が収集するアパート・マンションのごみのうち、焼却処理されているごみの中には、缶・びん・ペットボトルなどの資源ごみ、容器包装プラスチック及び古紙・衣類が相当量含まれており、組成割合として 34.3%と、大阪市が収集している家庭系ごみ（普通ごみ）の 24.0%より高い割合となっています。

また、食品ロスについても、13.5%と家庭系ごみ（普通ごみ）の 12.0%より高い割合となっており、許可業者が収集するアパート・マンションのごみの減量に向けた取組の推進が必要です。

〈グラフ7〉 アパート・マンションから排出されているごみの組成

組成割合と推計量

【令和6年度】 推計総量 9.5 万 t



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査(令和6(2024)年度調査)を基に推計

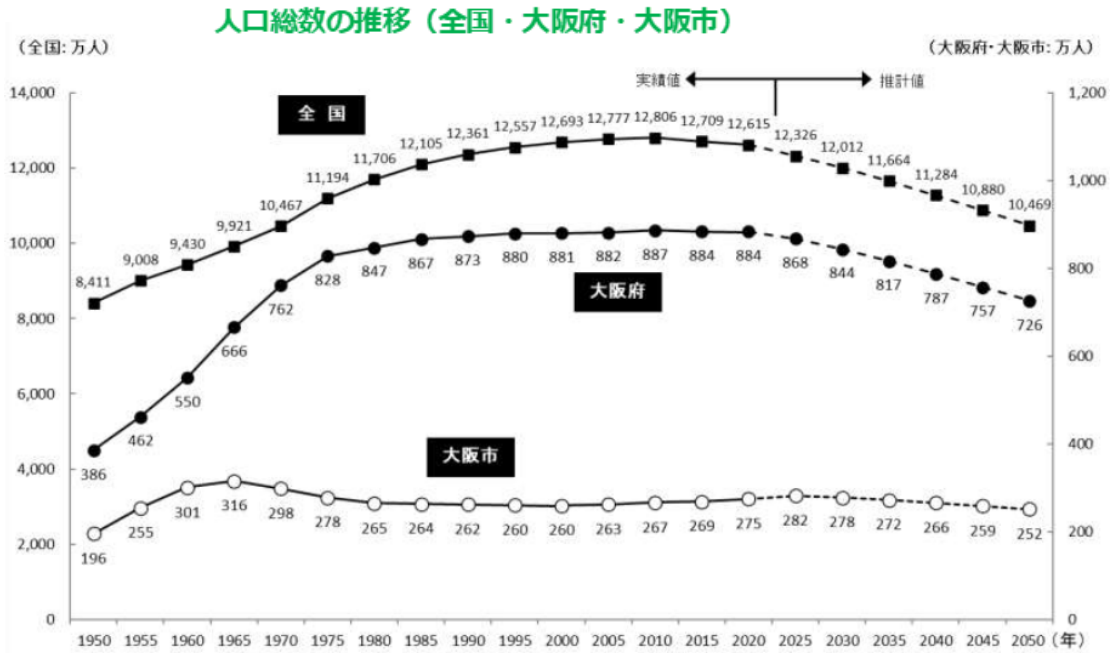
注：

(3) 本市を取り巻く状況

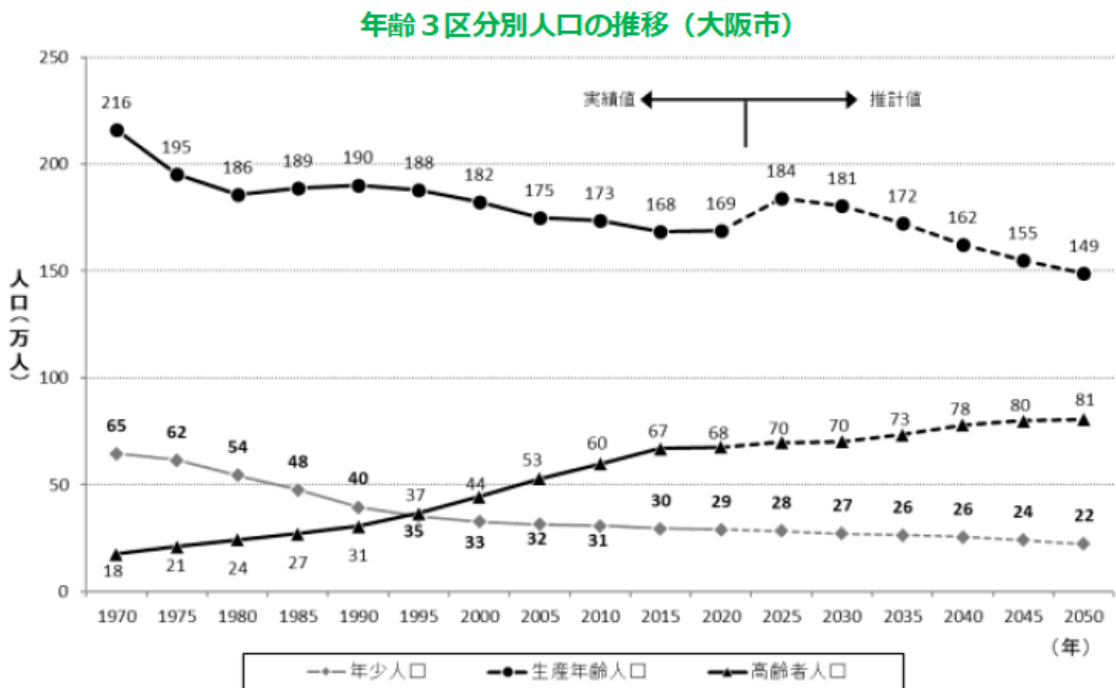
ア 人口及び世帯数の推移、少子・高齢化に伴う人口構造の変化

大阪市の人口は、他都市からの転入超過や外国人住民が急激に増えていることから、近年、増加傾向が続いていますが、今後は、出生数の減少等の影響で減少に転じると見込まれています。

一方、高齢者人口は今後も増加していくと見込まれており、高齢者のごみの持ち出しサービスに対するニーズが高まることが予想されます。



出典：「大阪市における人口動向及び将来推計（令和7年3月）」



出典：「大阪市における人口動向及び将来推計（令和7年3月）」

（注）年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、高齢者人口：65歳以上

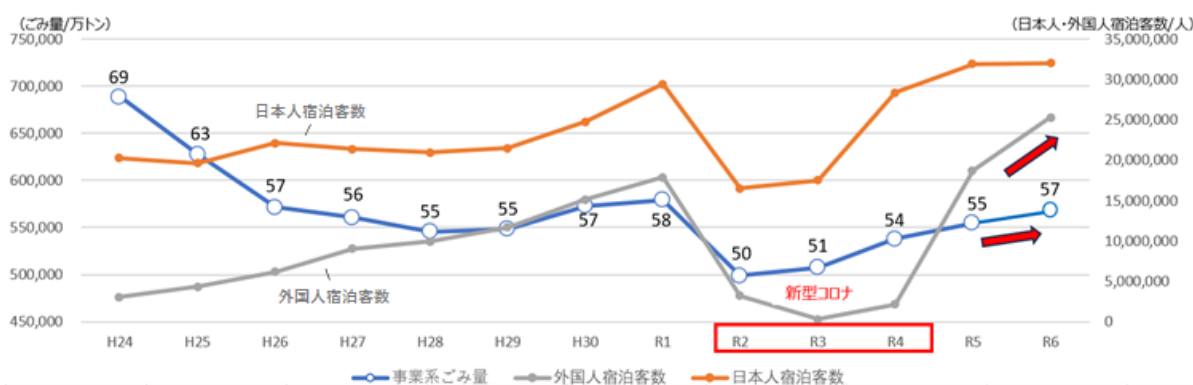
イ インバウンド（訪日外国人客）を含む宿泊者数の回復・増加と事業系ごみ量の増加

大阪市は、歴史、文化、芸術、芸能などの魅力にあふれるまちで、国内外から観光客が訪れる全国有数の観光地です。大阪府内に宿泊した延べ宿泊旅行客数は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2（2020）年以降激減したものの、令和4（2022）年は増加に転じ、令和5（2023）年には日本人延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数ともに、コロナ禍前を上回る水準まで回復しました。

大阪市の事業系ごみ量は、宿泊者数の推移と相関しており、コロナ禍からの回復とともに、増加傾向にあります。

大阪・関西万博の開催に向けて多くの宿泊施設や集客施設の開業が続きましたが、万博を契機に世界に向けて大阪の魅力が発信され、令和12（2030）年秋には夢洲においてIR（統合型リゾート）が新たな賑わいの拠点として開業する予定となっています。今後ますます国内外からヒト・モノが集まることが予想され、こうした社会経済情勢に応じてごみの減量・リサイクルと適正処理を確保していくことが重要となります。

大阪市の事業系ごみ量、大阪府内の日本人・外国人宿泊者数の推移



ウ 大阪広域環境施設組合における焼却能力の見通し

焼却処理事業は、平成27（2015）年4月から環境施設組合で行っていますが、それ以前から、本市ではごみ減量の進捗に伴い、順次、焼却工場数を削減してきており、平成28（2016）年度からは6工場稼働体制までに縮小し、ごみ処理事業に係る経費を大きく削減してきました。

近年、環境施設組合の構成市である本市のごみ減量が進んでいない中、環境施設組合の「一般廃棄物処理基本計画」では、焼却工場建替整備に伴い、将来的な焼却能力の低下が見込まれています。

季節変動等による一時的なごみ排出量の増加や焼却工場の修繕等に対応しつつ、円滑にごみを処理するためにも、大阪市のごみ処理量も減量していくことが重要です。

Ⅰ 脱炭素化の推進、循環経済への移行

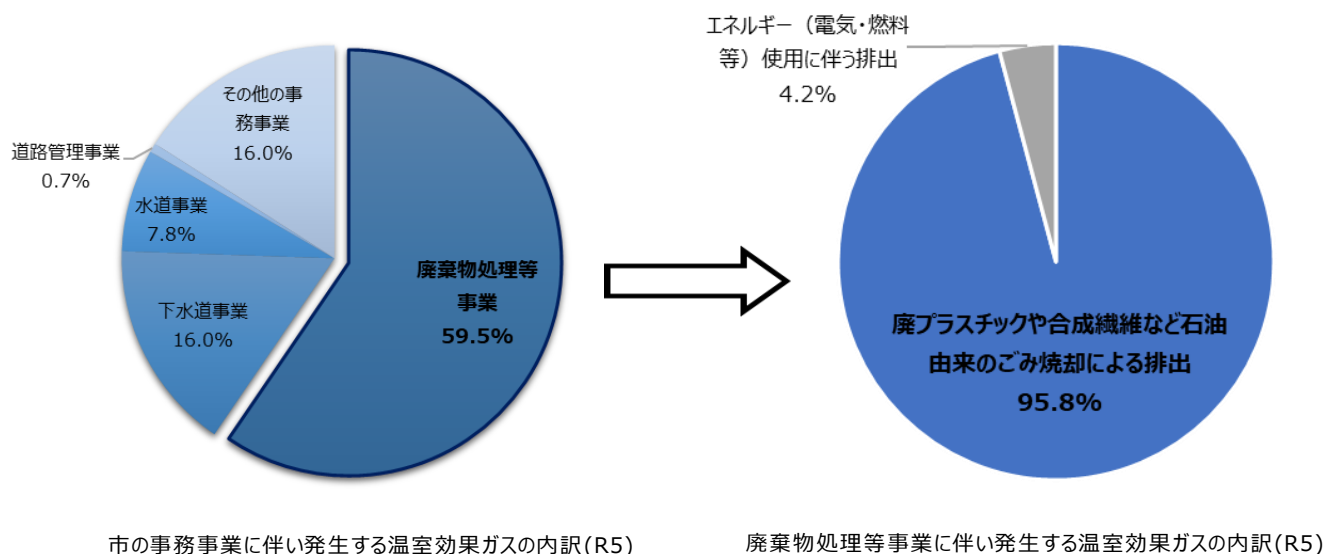
今後、地球温暖化によって気象災害が更に頻発化・激甚化する可能性があり、将来世代にわたる影響が強く懸念され、カーボンニュートラル（脱炭素）の実現が求められています。

廃棄物処理事業に伴い発生する温室効果ガスは、そのほとんどがプラスチックごみの焼却によるものであり、大阪市の事務事業（環境施設組合分を含む）に伴い発生する温室効果ガスの約6割を占めています。カーボンニュートラルを推進するためには、プラスチックごみ対策を進めていくことが重要です。

また、今後も世界では人口が増加することが予測され、資源・エネルギー・食料需要の増大や廃棄物発生量の増加など、課題の深刻化が見込まれます。

令和5（2023）年5月に変更された国の「廃棄物処理基本方針」では、廃棄物分野における脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進などが盛り込まれました。

これまでの廃棄物対策としての3Rに加え、既存の資源・製品を無駄にせず、その価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動の在り方（循環経済）への移行を図るため、資源循環の取組を積極的に推進していく必要があります。



(4) 今後の方向性

大阪市のごみ処理量は、コロナ禍からの社会経済の回復・活性化とともに、事業系ごみが増加傾向にあります。また、大阪市は、大阪・関西万博を契機として、更なる賑わいや活力が高まっていくことが想定されます。

今後、社会経済の活性化に伴い増加が予想されるごみを減量していくためには、市民・事業者・地域コミュニティの皆さんに加え、市外から通勤・通学される方やインバウンドを含む観光客などの来阪者その他あらゆる主体との連携のもと、社会経済状況の変化を踏まえた新たな施策の展開が必要となります。

ごみの減量に向けては、ごみを出さない、ものを大切にする未来志向のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換が必要であることから、各主体の行動変容（アクション）につなげることを意識した情報発信や普及啓発を行います。また、増加傾向にある事業系ごみについては、プッシュ型支援（能動的に事業者の相談にのり、各業種業態ごとの事業者の課題に応じた助言や支援を行うこと）を実施していきます。

プラスチックごみと食品ロスの削減については、社会経済的な重要性が一層増している状況にあることから、重点施策として実施していきます。

また、環境・経済・社会の課題については、相互に関連・複雑化していることから、環境課題への取組が、経済や社会の複数課題の同時解決となるよう施策を推進していきます。

さらに、安心・安全な市民生活と経済活動を支えるごみ処理事業を、将来にわたって安定的に実施していくため、家庭系ごみ収集輸送事業については、環境事業センターの集約化と業務の委託化・効率化に取り組み、市民サービスを維持しつつ財政負担を軽減し持続可能な運営体制の構築をめざします。

また、安全かつ安定したごみ処理体制を維持するため、ごみの焼却処理事業については、環境施設組合との緊密な連携のもと、効率的な運転管理体制を構築するとともに、ごみ減量の進捗状況を見極めつつ、将来のごみ量を見据えた焼却能力の確保に向けて取り組みます。

ごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系ごみ収集の有料化や焼却工場に搬入する際のごみ処理手数料の見直しなど、経済的手法を用いた減量施策の導入について検討します。